

「当座勘定規定（一般当座用）」新旧対照表（2022年11月）

（下線部が改定箇所です。）

旧	新
当座勘定規定（一般当座用）	当座勘定規定（一般当座用）
第1条（当座勘定への受入れ）（略）	第1条（当座勘定への受入れ）（略）
第2条（証券類の受入れ）（略）	第2条（証券類の受入れ）（略）
第3条（本人振込）（略）	第3条（本人振込）（略）
第4条（第三者振込）（略）	第4条（第三者振込）（略）
第5条（受入証券類の不渡り）（略）	第5条（受入証券類の不渡り）（略）
第6条（手形、小切手の金額の取扱い）（略）	第6条（手形、小切手の金額の取扱い）（略）
第7条（手形、小切手の支払）	第7条（手形、小切手の支払）
①（略）	①（略）
<u>（新設）</u>	② <u>前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u>
② 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。	③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。
第8条（手形、小切手用紙）	第8条（手形、小切手用紙）
①～③（略）	①～③（略）
<u>（新設）</u>	④ <u>当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当行宛に連絡してください。</u>
④ 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を	⑤ 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を

旧	新
<p>実費で交付します。 <u>(新設)</u></p>	<p>実費で交付します。 <u>⑥ 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>⑦ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>
<p>第9条 (支払の範囲) (略)</p>	<p>第9条 (支払の範囲) (略)</p>
<p>第10条 (支払の選択) (略)</p>	<p>第10条 (支払の選択) (略)</p>
<p>第11条 (過振り) (略)</p>	<p>第11条 (過振り) (略)</p>
<p>第12条 (手数料等の引落し) (略)</p>	<p>第12条 (手数料等の引落し) (略)</p>
<p>第13条 (支払保証に代わる取扱い) (略)</p>	<p>第13条 (支払保証に代わる取扱い) (略)</p>
<p>第14条 (印鑑等の届出) (略)</p>	<p>第14条 (印鑑等の届出) (略)</p>
<p>第15条 (届出事項の変更) (略)</p>	<p>第15条 (届出事項の変更) (略)</p>
<p>第16条 (印鑑照合等)</p> <p>① 手形、小切手または諸届書類に使用された印影 (または署名) を、届出の印鑑 (または署名鑑) と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>② 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付</p>	<p>第16条 (印鑑照合等)</p> <p>① 手形、小切手または諸届書類に使用された印影 (または署名) <u>(電磁的記録により当行に画像として送信されたものを含みます)</u> を、届出の印鑑 (または署名鑑) と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>② 手形、小切手として使用された用紙 <u>(電磁的記録により当行に画像として</u></p>

旧	新
<p>用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p>	<p><u>送信されるものを含みます</u>)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p>
<p>③ (略)</p>	<p>③ (略)</p>
<p>第17条 (振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (略)</p>	<p>第17条 (振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (略)</p>
<p>第18条 (線引小切手の取扱い) (略)</p>	<p>第18条 (線引小切手の取扱い) (略)</p>
<p>第19条 (自己取引手形等の取扱い) (略)</p>	<p>第19条 (自己取引手形等の取扱い) (略)</p>
<p>第20条 (利息) (略)</p>	<p>第20条 (利息) (略)</p>
<p>第21条 (残高の報告) (略)</p>	<p>第21条 (残高の報告) (略)</p>
<p>第22条 (譲渡、質入れの禁止) (略)</p>	<p>第22条 (譲渡、質入れの禁止) (略)</p>
<p>第23条 (反社会的勢力との取引拒絶) (略)</p>	<p>第23条 (反社会的勢力との取引拒絶) (略)</p>
<p>第24条 (解約) (略)</p>	<p>第24条 (解約) (略)</p>
<p>第25条 (取引終了後の処理) (略)</p>	<p>第25条 (取引終了後の処理) (略)</p>
<p>第26条 (手形交換所規則による取扱い) (略)</p>	<p>第26条 (手形交換所規則による取扱い) (略)</p>
<p><u>第27条 (個人信用情報センターへの登録)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><u>個人取引の場合において、次の各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間(ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間)登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用で</u></p>	

旧	新
<p><u>きるものとします。</u></p> <p><u>1. 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</u></p> <p><u>2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</u></p> <p><u>3. 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</u></p> <p>第28条（規定の変更）</p> <p>この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変化、その他当行が相当の事由があると認める場合に、変更できるものとします。</p> <p>また、この変更については、規定変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、ホームページでの告知その他相当の方法で周知します。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>第27条（規定の変更）</p> <p>この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変化、その他当行が相当の事由があると認める場合に、変更できるものとします。</p> <p>また、この変更については、規定変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、ホームページでの告知その他相当の方法で周知します。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

旧	新
<p style="text-align: center;">小 切 手 用 法</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (1) (略)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3… …）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壹、貳、参、拾</u>など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。</p> <p>6. 小切手用紙の下辺余白部分(クリアーバンド)は使用しないでください。</p>	<p style="text-align: center;">小 切 手 用 法</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (1) (略)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3… …）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「<u>※</u>」、「<u>★</u>」などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」</u>を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。(※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。)</u></p> <p>6. 小切手用紙の下辺余白部分(クリアーバンド)は使用しないでください。<u>また、記名なつ印や金額の複記がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>

旧	新																																																																																									
7. (略)	7. (略)																																																																																									
8. (略)	8. (略)																																																																																									
9. (略)	9. (略)																																																																																									
(新設)	<p>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td></td> <td colspan="3"><u>1</u></td> <td colspan="3"><u>2</u></td> <td colspan="2"><u>3</u></td> <td colspan="3"><u>4</u></td> <td colspan="2"><u>5</u></td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>壹</td> <td>壹</td> <td>弍</td> <td>弍</td> <td>弍</td> <td>貳</td> <td>貳</td> <td>參</td> <td>參</td> <td>四</td> <td>泗</td> <td>肆</td> <td>五</td> <td>伍</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"><u>6</u></td> <td colspan="3"><u>7</u></td> <td colspan="2"><u>8</u></td> <td colspan="2"><u>9</u></td> <td colspan="2"><u>10</u></td> <td colspan="3"><u>100</u></td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>六</td> <td>陸</td> <td>七</td> <td>漆</td> <td>質</td> <td>八</td> <td>捌</td> <td>九</td> <td>玖</td> <td>拾</td> <td>仕</td> <td>百</td> <td>陌</td> <td>佰</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3"><u>1,000</u></td> <td colspan="2"><u>10,000</u></td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>千</td> <td>仟</td> <td>阡</td> <td>万</td> <td>萬</td> <td colspan="9"></td> </tr> </tbody> </table> <p>〈その他〉 金、円、圓（円の異体字）、億</p> <p>※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。</p>		<u>1</u>			<u>2</u>			<u>3</u>		<u>4</u>			<u>5</u>		漢数字	壹	壹	弍	弍	弍	貳	貳	參	參	四	泗	肆	五	伍		<u>6</u>		<u>7</u>			<u>8</u>		<u>9</u>		<u>10</u>		<u>100</u>			漢数字	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	佰		<u>1,000</u>			<u>10,000</u>											漢数字	千	仟	阡	万	萬									
	<u>1</u>			<u>2</u>			<u>3</u>		<u>4</u>			<u>5</u>																																																																														
漢数字	壹	壹	弍	弍	弍	貳	貳	參	參	四	泗	肆	五	伍																																																																												
	<u>6</u>		<u>7</u>			<u>8</u>		<u>9</u>		<u>10</u>		<u>100</u>																																																																														
漢数字	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	佰																																																																												
	<u>1,000</u>			<u>10,000</u>																																																																																						
漢数字	千	仟	阡	万	萬																																																																																					

旧	新
<p style="text-align: center;">約束手形用法</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (1) (略)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3… …)で記入するときは、チェクライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壱、弐、参、拾</u>など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。</p> <p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(下図斜線部分)は使用しないでください。</p>	<p style="text-align: center;">約束手形用法</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (1) (略)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3… …)で記入するときは、チェクライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「<u>※</u>」、「<u>★</u>」などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」</u>を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字の一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧</u>に記入してください。</p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないで</u>ください。<u>特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにして</u>ください。</p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(下図斜線部分)は使用しないでください。<u>また、記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>

旧	新																																																																																									
7. (略)	7. (略)																																																																																									
8. (略)	8. (略)																																																																																									
9. (略)	9. (略)																																																																																									
(新設)	<p>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧</p> <table border="1" data-bbox="1131 486 2049 734"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="3">1</th> <th colspan="3">2</th> <th colspan="2">3</th> <th colspan="3">4</th> <th colspan="2">5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漢数字</td> <td>壹</td> <td>壹</td> <td>弍</td> <td>弍</td> <td>弍</td> <td>貳</td> <td>貳</td> <td>參</td> <td>參</td> <td>四</td> <td>泗</td> <td>肆</td> <td>五</td> <td>伍</td> </tr> <tr> <th></th> <th colspan="2">6</th> <th colspan="3">7</th> <th colspan="2">8</th> <th colspan="2">9</th> <th colspan="2">10</th> <th colspan="3">100</th> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>六</td> <td>陸</td> <td>七</td> <td>漆</td> <td>質</td> <td>八</td> <td>捌</td> <td>九</td> <td>玖</td> <td>拾</td> <td>仕</td> <td>百</td> <td>陌</td> <td>佰</td> </tr> <tr> <th></th> <th colspan="3">1,000</th> <th colspan="2">10,000</th> <th colspan="9"></th> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>千</td> <td>仟</td> <td>阡</td> <td>万</td> <td>萬</td> <td colspan="9"></td> </tr> </tbody> </table> <p>〈その他〉 金、円、圓（円の異体字）、億</p> <p>※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。</p>		1			2			3		4			5		漢数字	壹	壹	弍	弍	弍	貳	貳	參	參	四	泗	肆	五	伍		6		7			8		9		10		100			漢数字	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	佰		1,000			10,000											漢数字	千	仟	阡	万	萬									
	1			2			3		4			5																																																																														
漢数字	壹	壹	弍	弍	弍	貳	貳	參	參	四	泗	肆	五	伍																																																																												
	6		7			8		9		10		100																																																																														
漢数字	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	佰																																																																												
	1,000			10,000																																																																																						
漢数字	千	仟	阡	万	萬																																																																																					

旧	新
<p style="text-align: center;">為替手形用法</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (1) (略)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3… …）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壹、貳、参、拾</u>など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。</p> <p>7. (略)</p> <p>8. (略)</p>	<p style="text-align: center;">為替手形用法</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (1) (略)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3… …）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「<u>※</u>」、「<u>★</u>」などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」</u>を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>7. (略)</p> <p>8. (略)</p>

旧	新																																																																																									
9. (略)	9. (略)																																																																																									
10. (略)	10. (略)																																																																																									
11. (略)	11. (略)																																																																																									
(新設)	<p>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧</p> <table border="1" data-bbox="1131 486 2049 734"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="3">1</th> <th colspan="3">2</th> <th colspan="2">3</th> <th colspan="3">4</th> <th colspan="2">5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漢数字</td> <td>壹</td> <td>壹</td> <td>弍</td> <td>弍</td> <td>弍</td> <td>貳</td> <td>貳</td> <td>參</td> <td>參</td> <td>四</td> <td>泗</td> <td>肆</td> <td>五</td> <td>伍</td> </tr> <tr> <th></th> <th colspan="2">6</th> <th colspan="3">7</th> <th colspan="2">8</th> <th colspan="2">9</th> <th colspan="2">10</th> <th colspan="3">100</th> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>六</td> <td>陸</td> <td>七</td> <td>漆</td> <td>質</td> <td>八</td> <td>捌</td> <td>九</td> <td>玖</td> <td>拾</td> <td>仕</td> <td>百</td> <td>陌</td> <td>佰</td> </tr> <tr> <th></th> <th colspan="3">1,000</th> <th colspan="3">10,000</th> <th colspan="8"></th> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>千</td> <td>仟</td> <td>阡</td> <td>万</td> <td>萬</td> <td colspan="9"></td> </tr> </tbody> </table> <p>〈その他〉 金、円、圓（円の異体字）、億</p> <p>※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。</p>		1			2			3		4			5		漢数字	壹	壹	弍	弍	弍	貳	貳	參	參	四	泗	肆	五	伍		6		7			8		9		10		100			漢数字	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	佰		1,000			10,000											漢数字	千	仟	阡	万	萬									
	1			2			3		4			5																																																																														
漢数字	壹	壹	弍	弍	弍	貳	貳	參	參	四	泗	肆	五	伍																																																																												
	6		7			8		9		10		100																																																																														
漢数字	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	佰																																																																												
	1,000			10,000																																																																																						
漢数字	千	仟	阡	万	萬																																																																																					
以 上	以 上																																																																																									